

青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

複式学級の解消による多様な学びの機会を確保するため、令和9年4月1日から、青森市立橋本小学校の通学区域を青森市立堤小学校及び青森市立浦町小学校へ再編することに伴い、所要の改正をしようとするものである。

2 改正内容

本条例別表中の青森市立橋本小学校の名称及び位置を削除する。

別表（第三条関係）

改正後		改正前	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
名称	位置	名称	位置
青森市立造道小学校	青森市造道三丁目四番十六号	青森市立造道小学校	青森市造道三丁目四番十六号
（中略）	（中略）	（中略）	（中略）
青森市立荻町小学校	青森市青柳二丁目七番二十五号	青森市立荻町小学校	青森市青柳二丁目七番二十五号
		青森市立橋本小学校	青森市橋本一丁目九番十七号
青森市立浦町小学校	青森市中央二丁目十七番十三号	青森市立浦町小学校	青森市中央二丁目十七番十三号
（中略）	（中略）	（中略）	（中略）
青森市立女鹿沢小学校	青森市浪岡大字下十川字扇田十九番地二	青森市立女鹿沢小学校	青森市浪岡大字下十川字扇田十九番地二

3 施行期日

令和9年4月1日